

令和5年3月那須塩原市議会定例会議付議事件

議案番号	件名	主管
発議 第1号	那須塩原市議会基本条例の一部改正について	議会事務局
発議 第2号	那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部改正について	議会事務局
発議 第3号	事務執行の適正な運用を求める決議	議会事務局
発議 第4号	那須塩原市議会取組実行計画について	議会事務局

発議 第1号

那須塩原市議会基本条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 5年 3月20日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊藤 誠 之

那須塩原市議会基本条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会条例（平成24年那須塩原市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「調査」の次に「研究」を加える。

第12条を次のように改める。

（議員間討議による合意形成）

第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営されなければならない。

2 議会は、本会議、委員会及びその他の会議において、議案の審議及び審査並びに政策の立案及び提言に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。

第13条の次に次の1項を加える。

2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、各分野の有識者や専門機関との連携に努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

那須塩原市議会基本条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(議員の活動原則) 第4条 (略) (1)～(3) (略) (4) 議員は、日常の調査研究及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p><u>(議員間討議による合意形成)</u> 第12条 議会は、言論の場であることを十分に認識し、議員相互間の討議を中心に運営されなければならない。 2 議会は、本会議、委員会及びその他の会議において、議案の審議及び審査並びに政策の立案及び提言に当たり結論を出す場合にあっては、合意形成に向けて議員相互間の議論を尽くすよう努めるものとする。</p> <p>(調査研究) 第13条 (略) 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上を図るため、各分野の有識者や専門機関との連携に努めるものとする。</p>	<p>(議員の活動原則) 第4条 (略) (1)～(3) (略) (4) 議員は、日常の調査____及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めること。</p> <p>第5条～第11条 (略)</p> <p><u>(議員間討議の原則)</u> 第12条 言論の場である議会は、本会議及び委員会において市長等に対する出席要請を必要最小限にとどめ、議員相互の自由な討議を中心に運営しなければならない。</p> <p>(調査研究) 第13条 (略)</p>

発議 第 2 号

那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部改正について

上記議案を提出する。

令和 5 年 3 月 2 0 日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊 藤 誠 之

那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

那須塩原市議会議員政治倫理条例（平成 2 7 年那須塩原市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「（既に就いている場合を含む。）」の次に「、市に対する請負（法第 9 2 条の 2 に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者に該当する場合」を加える。

第 5 条第 1 項中「資産及び税の納付状況」を「資産、税の納付状況及び市に対する請負をする者においてはその状況」に改める。

第 6 条第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 市に対する請負の状況 市に対する請負の対価として前年度に支払を受けた金銭の総額、請負の概要

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

那須塩原市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例案新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>(就業等報告書の提出)</p> <p>第3条 議員は、継続的に収益を目的とした事業または市の許認可が必要な事業を行っている事業者の役員若しくは顧問に就いた場合(既に就いている場合を含む。)、市に対する請負(法第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。)をする者に該当する場合には、当該事業者の名称及び住所並びに当該職名を記した就業等報告書を、速やかに議長に提出しなければならない。事業を休止したとき、又は職を辞したときも同様とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(資産等報告書の提出等)</p> <p>第5条 議員は、当該職に就いたときは、資産、税の納付状況及び市に対する請負をする者においてはその状況について記載した資産等報告書(以下「資産等報告書」という。)を、速やかに議長に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(資産等報告書)</p> <p>第6条 資産等報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>市に対する請負の状況</u> <u>市に対する請負の対価として前年度に支払を受けた金銭の総額、請負の概要</u></p>	<p>(就業等報告書の提出)</p> <p>第3条 議員は、継続的に収益を目的とした事業または市の許認可が必要な事業を行っている事業者の役員若しくは顧問に就いた場合(既に就いている場合を含む。) _____には、当該事業者の名称及び住所並びに当該職名を記した就業等報告書を、速やかに議長に提出しなければならない。事業を休止したとき、又は職を辞したときも同様とする。</p> <p>第4条 (略)</p> <p>(資産等報告書の提出等)</p> <p>第5条 議員は、当該職に就いたときは、資産及び税の納付状況 _____について記載した資産等報告書(以下「資産等報告書」という。)を、速やかに議長に提出しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(資産等報告書)</p> <p>第6条 資産等報告書に記載する事項は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

発議 第3号

事務執行の適正な運用を求める決議

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項の規定により、上記議案を提出する。

令和 5年 3月20日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊藤 誠之

事務執行の適正な運用を求める決議

本定例会議に提出された議案第30号「那須塩原市介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について」は、令和5年3月定例会議の初日に議決を求めたものである。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、介護保険料が減免されるものであり、本来、令和4年3月定例会議において議決を経て、令和4年度当初の介護保険料賦課から適用すべきものである。

しかし、介護保険条例の一部改正の手続きを失念し、議会への提出を怠り、令和4年度については根拠規定を持たないまま、職務が遂行されていたことが発覚したため、即座に本定例会議に追認として、議決を求めた事案であった。

本市議会としては、本条例改正の必要性及び混乱の回避等を勘案し、当該議案を可決したものであるが、追認議決を求める事態は、関係法令等の確認と関係者との十分な協議という事務処理の着実な実施を怠ったもので、個々の職員はもとより、組織全体の不十分なチェック体制が招いた結果である。

直近5年間のなかで、執行部の不適正な事務執行については、4件もあり、決して少なくはない現状である。このような事態が続くことは、市民の信頼を損ない、また、二元代表制の一翼である議決機関である市議会への軽視にもつながるものであり、遺憾の極みである。

これらのことから、執行部においては、今後再びこのような事態を起こさないため、法令遵守の徹底による事務手続きの着実な実施を図るとともに、職員の意識改革と組織全体として実効性のあるチェック体制を確立するなどリスク管理を徹底して、再発防止策を講じること。また、その再発防止策を議会に年度内に報告することで、事務執行の適正な運用に全力を挙げて取り組むよう強く求めるものである。

以上、決議する。

令和5年3月20日

那須塩原市議会

発議 第4号

那須塩原市議会取組実行計画について

那須塩原市議会取組実行計画について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び那須塩原市議会会議規則（平成17年那須塩原市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、別冊のとおり提出する。

令和 5年 3月20日提出

那須塩原市議会運営委員長 齊藤 誠之